

第8節 郵政行政の展開

1 郵政行政の推進

平成19年10月にスタートした現在の郵政民営化については、従来1社で営まれた経営形態を5分社化する等により、郵政事業の経営基盤の脆弱化や国民利用者の利便性の低下が指摘される等の問題が表面化した。

このため、政府として、平成21年10月に「郵政事業に関する国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便・郵便貯金・簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする」こと等を内容とする「郵政改革の基本方針」を閣議決定し、郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）を本格的に取り組むところとなった¹。

平成21年12月には、政府保有の日本郵政株式や日本郵政保有のゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式の売却を凍結すること等を内容とする「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」（平成21年法律第100号）が成立、施行された。また、平成22年4月には、5分社化された日本郵政グループを3社体制へ再編し、新しい日本郵政の責務として郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの確保を定めること等を内容とする郵政改革関連法案を閣議決定し、第174回国会（常会）に提出したものの、廃案になった。その後、平成22年10月に再度、同法案を閣議決定し、第176回国会（臨時会）に提出し、第177回国会（常会）、第178回国会（臨時会）、第179回国会（臨時会）、第180回国会（常会）と継続審議されていたが、民主党、自民党、公明党3党による協議の結果、郵政民営化法の一部を改正する等を内容とする議員立法を提出することとなった。政府提出の郵政改革関連法案は、平成24年3月30日の閣議において「撤回」する旨の決定を行い、衆議院本会議において承諾を得た後、同日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」（衆法第6号）が衆議院へ提出された。同法案は、衆議院及び参議院での審議を経て、同年4月27日に成立し、5月8日に「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第30号）が公布された（図表5-8-1-1及び図表5-8-1-2）。

同法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものと規定されており、改正法の施行に向けて政府一体となって円滑に推進できるよう、取り組むところとなった。

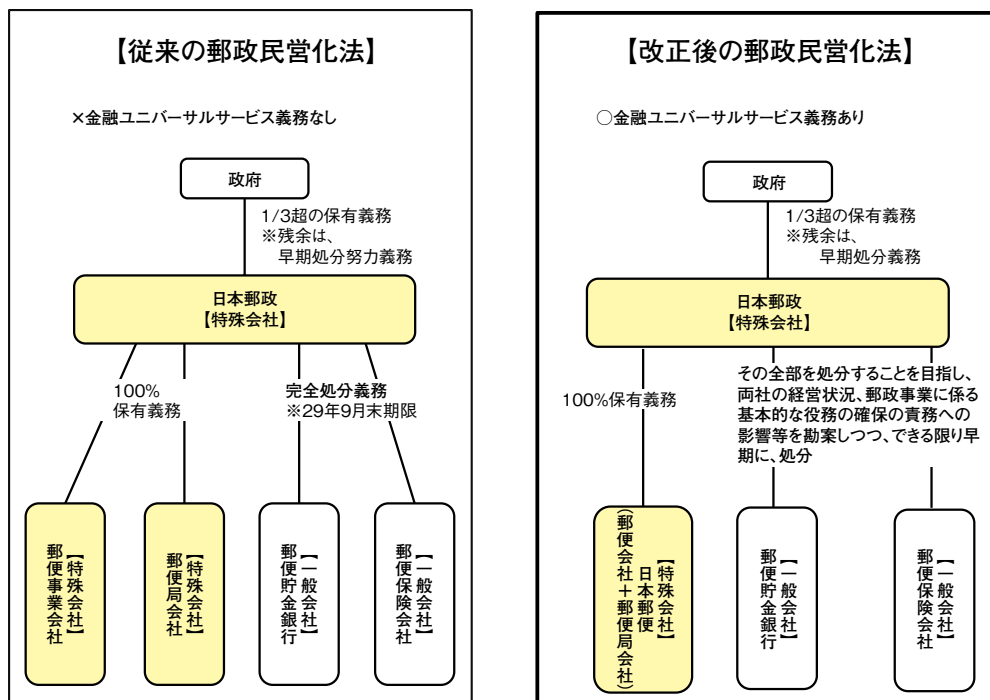
図表 5-8-1-1 「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」による改正前後の郵政民営化法の概要

		従来の郵政民営化法	改正後の郵政民営化法
経営形態		【5社体制】 日本郵政 ├ 郵便事業 ├ 郵便局 ├ 郵便貯金銀行 └ 郵便保険会社	【4社体制】 日本郵政 ├ 日本郵便(郵便事業+郵便局) ├ 郵便貯金銀行 └ 郵便保険会社
ユニバーサルサービス		・郵便のみ	・郵便、貯金、保険の基本的サービス
株式保有		<ul style="list-style-type: none"> 政府→日本郵政：1/3超保有義務（残余は早期処分努力義務） 日本郵政→郵便事業及び郵便局：全株保有義務 日本郵政→貯金・保険：10年間で全株処分義務 	<ul style="list-style-type: none"> 政府→日本郵政：1/3超保有義務（残余は早期処分義務） 日本郵政→日本郵便：全株保有義務 日本郵政→貯金・保険：全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。
上乗せ規制 金融2社の	新規業務	・認可制(民営化委員会の意見聴取)	<ul style="list-style-type: none"> 当初は認可制(民営化委員会の意見聴取) 金融2社の株式1/2以上処分後は届出制(配慮義務+民営化委員会への通知+監督上の命令)(※)
	限度額	・政令で規定	・政令で規定
	規制解除	・金融2社株式の全株処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定により解除	・金融2社株式の全株処分又は内閣総理大臣及び総務大臣決定により解除
合併会社の任意業務規制		<ul style="list-style-type: none"> 郵便事業：認可制 郵便局：届出制(配慮義務+民営化委員会への通知等) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本郵便：届出制(配慮義務+民営化委員会への通知等)(※)

※ 金融2社の全株処分が行われるまでの間、他の金融機関等(日本郵便については同業他社)との適正な競争関係への配慮義務を課し、届出があった場合の郵政民営化委員会への通知(必要に応じ、関係各大臣への意見)を義務付けるとともに、監督上の命令の対象とする。

1 郵政改革：http://www.soumu.go.jp/yusei/mineika/index.html

図表 5-8-1-2 日本郵政の再編成



2 信書便事業の推進

信書の送達事業は、従来、国の独占とされてきたところ、「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）により、民間事業者も行うことが可能となった²。

信書便事業には「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2種類があり、平成15年4月の同法施行以降、一般信書便事業については参入がないものの、特定信書便事業（図表5-8-2-1）については、374者（平成24年3月末現在）が参入している。

図表 5-8-2-1 特定信書便事業

特定信書便事業（高付加価値なサービス）：許可制

a. 対象サービス：次のいずれかに該当する信書便のみを提供する役務

- ① 3辺90cm超、重量4kg超
- ② 3時間以内
- ③ 料金1,000円超

b. 参入の条件

- ・秘密の保護
- ・適切な事業計画及び適確な遂行能力

² 信書便事業： http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html